

島本町が執行する入札に係る低入札価格調査制度に関する留意事項等

1 低入札価格調査の対象となる入札における落札者の決定について

低入札価格調査基準価格と失格基準価格の間の価格で有効な入札があった場合は、入札を保留とし、島本町低入札価格調査委員会において低入札価格調査を行った後、落札者を決定します。

低入札価格調査の対象となる事業者については、本町から個別の事業者に対してお伝えします。なお、入札額の低い事業者から優先的に調査を行いますが、同額の入札者が複数ある場合は、くじ引きにより、調査対象となる事業者の優先順位を決定します。この場合のくじ引きは辞退することができません。

2 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定について

低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は、落札者の決定後に公表します。

また、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の計算方法等については、非公表となりますので、問合せには一切お答えできません。

3 低入札価格調査に係る調査資料の提出について

低入札価格調査の対象となった事業者は、島本町低入札価格調査実施要領に定める様式（※必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。）により、工事担当課に資料を提出してください。

提出期限については、低入札価格調査の対象となった事業者に別途お伝えします。

なお、資料の提出がない場合は、失格とします。

4 入札保証金等の返還について

低入札価格調査を行うこととなった場合、入札保証金等の返還は、落札者の決定後に行います。